

# 用地調査等共通仕様書新旧対照表

令和4年10月1日

宮崎県農政水産部

## 用地調査等共通仕様書（新旧対照表）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>用地調査等共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第38条（略）</p> <p>（照査技術者及び照査の実施）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 照査技術者は、全ての照査が完了した段階で、検証・照査済一覧表（<u>様式第24号</u>）に取りまとめ、照査技術者の責任において記名の上、主任担当者に提出するものとする。</p> <p>6・7（略）</p> <p>第11条～第15条（略）</p> <p>（成果物の検証）</p> <p>第16条 受注者は、用地調査等業務が全て完了したときは、各成果物について十分な検証を行った上で検証の結果を検証・照査済一覧表（<u>様式第24号</u>）により提出しなければならない。この場合において、次条に定める成果物のうち地図の転写図及び用地実測図（用地実測図データを紙面に出力したもの）については各業ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>第39条～第41条（略）</p> <p>（土地への立入り等）</p> <p>第42条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 受注者は、調査職員からの指示により障害物の伐除等を行ったときは、障害物伐除等報告書（<u>様式第27号</u>）を調査職員に提出するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第43条（略）</p> <p>第2節 数量等の処理</p> <p>第44条～第49条（略）</p> <p>第3章 権利調査</p> <p>第1節 調査</p>	<p>用地調査等共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第9条（略）</p> <p>（照査技術者及び照査の実施）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 照査技術者は、全ての照査が完了した段階で、検証・照査済一覧表（<u>様式第23号</u>）に取りまとめ、照査技術者の責任において記名の上、主任担当者に提出するものとする。</p> <p>6・7（略）</p> <p>第11条～第15条（略）</p> <p>（成果物の検証）</p> <p>第16条 受注者は、用地調査等業務が全て完了したときは、各成果物について十分な検証を行った上で検証の結果を検証・照査済一覧表（<u>様式第23号</u>）により提出しなければならない。この場合において、次条に定める成果物のうち地図の転写図及び用地実測図（用地実測図データを紙面に出力したもの）については各業ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>第39条～第41条（略）</p> <p>（土地への立入り等）</p> <p>第42条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 受注者は、調査職員からの指示により障害物の伐除等を行ったときは、障害物伐除等報告書（<u>様式第26号</u>）を調査職員に提出するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第43条（略）</p> <p>第2節 数量等の処理</p> <p>第44条～第49条（略）</p> <p>第3章 権利調査</p> <p>第1節 調査</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第50条～第56条 (略)</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第57条・第58条 (略)</p> <p>第4章 用地測量</p> <p>第1節 境界確認</p> <p>第59条～第64条 (略)</p> <p>第2節 境界測量</p> <p>第65条～第67条 (略)</p> <p>第3節 面積計算の範囲</p> <p>第68条・第69条 (略)</p> <p>第4節 用地実測図等の作成</p> <p>(用地実測図等の作成)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①土地の測量に従事した者の <u>記名押印</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第71条～第73条 (略)</p> <p>第5章 登記資料収集整理等</p> <p>第74条～第77条 (略)</p> <p>第6章 建物等の調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>第78条～第84条 (略)</p> <p>(生産設備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>(1) 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、<u>平板測量等</u>を行う。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第86条 (略)</p>	<p>第50条～第56条 (略)</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第57条・第58条 (略)</p> <p>第4章 用地測量</p> <p>第1節 境界確認</p> <p>第59条～第64条 (略)</p> <p>第2節 境界測量</p> <p>第65条～第67条 (略)</p> <p>第3節 面積計算の範囲</p> <p>第68条・第69条 (略)</p> <p>第4節 用地実測図等の作成</p> <p>(用地実測図等の作成)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①土地の測量に従事した者の <u>氏名</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第71条～第73条 (略)</p> <p>第5章 登記資料収集整理等</p> <p>第74条～第77条 (略)</p> <p>第6章 建物等の調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>第78条～第84条 (略)</p> <p>(生産設備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>(1) 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、<u>現況測量等</u>を行う。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第86条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(庭園) 第87条 (略) (1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、<u>平板測量により行う。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。</u> (2)～(5) (略)</p> <p>第88条～第90条 (略)</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第91条～第102条 (略)</p> <p>第3節 算定</p> <p>第103条～第115条 (略)</p> <p>第7章 営業その他の調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>第116条 (略)</p> <p>(営業に関する調査) 第117条 <u>法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項によるほか、「別記11」営業調査算定要領により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 営業主体に関するもの</u></p> <p>① <u>法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日</u> ② <u>移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日</u> ③ <u>資本金の額</u> ④ <u>法人の組織（支店等及び子会社）</u> ⑤ <u>移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金</u> ⑥ <u>移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係</u></p> <p><u>(2) 業務内容に関するもの</u></p> <p>① <u>業種</u> ② <u>移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</u> ③ <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）</u> ④ <u>品目等別の売上構成</u> ⑤ <u>必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。</u></p> <p><u>(3) 収益及び経費に関するもの</u> <u>営業調査表（様式第15号の1から第15号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。</u> ① <u>直近3か年の事業年度の確定申告書（控）（写）であつて、税務署受付印のあるもの。</u> ② <u>直近3か年の事業年度の損益計算書（写）及び貸借対照表（写）</u> ③ <u>直近1年の事業年度の総勘定元帳（写）及び固定資産台帳（写）。特に必要と認める場合は直近3か年。</u> ④ <u>直近1年の事業年度の次の帳簿（写）。特に必要と認める場合は直近3か年。</u> <u>ア 正規の簿記の場合 売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳</u></p>	<p>(庭園) 第87条 (略) (1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、<u>現況測量等により行うものとする。</u> (2)～(5) (略)</p> <p>第88条～第90条 (略)</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第91条～第102条 (略)</p> <p>第3節 算定</p> <p>第103条～第115条 (略)</p> <p>第7章 営業その他の調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>第116条 (略)</p> <p>(営業に関する調査) 第117条 <u>営業に関する調査は、中央用地対策連絡協議会が定める営業補償調査算定要領(案)（以下「営業要領」という。）により行うものとする。この場合において、営業要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</u> (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

改正前	改正後
<p><u>イ 簡易簿記の場合 現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳</u>  <u>(4) その他補償額の算定に必要となるもの</u>  <u>2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。</u>  <u>3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。</u>  <u>(1) 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準</u>  <u>(2) 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準</u>  <u>(3) 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料</u></p> <p>第118条・第119条 (略)</p> <p>第2節 調査書の作成</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第120条 営業に関する調査書は、第117条の調査結果を基に<u>営業調査表(様式第15号の1から第15号の4)に所定の事項を記載すること</u>により作成するものとする。  2 居住者等に関する調査書は、第118条の調査結果を基に居住者調査表<u>(様式第16号の1、第16号の2)</u>に所定の事項を記載することにより作成するものとする。  3 (略)</p> <p>第3節 算定</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第121条 営業に関する補償額の算定は、<u>監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか</u>、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p><u>2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。</u></p> <p>3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。  4 (略)</p> <p>第122条 (略)</p> <p>第8章 消費税等調査</p> <p>第123条・第124条 (略)</p> <p>(補償の要否の判定等)</p> <p>第125条 (略)</p> <p>2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(令和元年10月10日付け元農振第1862号農林水産省農村振興局長通知)別添-5、6参考)により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表<u>(様式第17号)</u>を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p>	<p>(削る)  (削る)  (削る)</p> <p>第118条・第119条 (略)</p> <p>第2節 調査書の作成</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第120条 営業に関する調査書は、第117条の調査結果を基に<u>営業要領</u>により作成するものとする。  2 居住者等に関する調査書は、第118条の調査結果を基に居住者調査表<u>(様式第15号の1及び第15号の2)</u>に所定の事項を記載することにより作成するものとする。  3 (略)</p> <p>第3節 算定</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第121条 営業に関する補償額の算定は、<u>前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</u></p> <p><u>2 (削る)</u></p> <p><u>2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</u>  <u>3 (略)</u></p> <p>第122条 (略)</p> <p>第8章 消費税等調査</p> <p>第123条・第124条 (略)</p> <p>(補償の要否の判定等)</p> <p>第125条 (略)</p> <p>2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(令和元年10月10日付け元農振第1862号農林水産省農村振興局長通知)別添-5、6参考)により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表<u>(様式第16号)</u>を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第9章 予備調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>第126条～130条（略）</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>（企業概要書）</p> <p>第131条 企業内容等の調査書は、第123条の調査結果を基に企業概要書（<u>様式第18号の1</u>）を用いて、作成するものとする。</p> <p>第132条・133条（略）</p> <p>（移転計画案の作成）</p> <p>第134条（略）</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）移転工法（計画）案検討概要書（<u>様式第18号の2</u>）</p> <p>（7）移転工法（計画）各案の比較表（<u>様式第18号の3</u>）</p> <p>2（略）</p> <p>第3節 算定</p> <p>第135条（略）</p> <p>第10章 予備調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>第136条～第138条（略）</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>（企業概要書）</p> <p>第139条 企業内容等の調査書は、第133条の調査結果を基に企業概要書（<u>様式第18号の1</u>）を用いて、作成するものとする。</p> <p>第139条の2（略）</p> <p>（移転工法案の作成）</p> <p>第140条（略）</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）移転工法（計画）案検討概要書（<u>様式第18号の2</u>）</p> <p>（7）移転工法（計画）各案の比較表（<u>様式第18号の3</u>）</p> <p>2（略）</p> <p>第141条（略） 第141条（略）</p>	<p>第9章 予備調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>第126条～130条（略）</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>（企業概要書）</p> <p>第131条 企業内容等の調査書は、第123条の調査結果を基に企業概要書（<u>様式第17号の1</u>）を用いて、作成するものとする。</p> <p>第132条・133条（略）</p> <p>（移転計画案の作成）</p> <p>第134条（略）</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）移転工法（計画）案検討概要書（<u>様式第17号の2</u>）</p> <p>（7）移転工法（計画）各案の比較表（<u>様式第17号の3</u>）</p> <p>2（略）</p> <p>第3節 算定</p> <p>第135条（略）</p> <p>第10章 予備調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>第136条～第138条（略）</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>（企業概要書）</p> <p>第139条 企業内容等の調査書は、第133条の調査結果を基に企業概要書（<u>様式第17号の1</u>）を用いて、作成するものとする。</p> <p>第139条の2（略）</p> <p>（移転工法案の作成）</p> <p>第140条（略）</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）移転工法（計画）案検討概要書（<u>様式第17号の2</u>）</p> <p>（7）移転工法（計画）各案の比較表（<u>様式第17号の3</u>）</p> <p>2（略）</p> <p>第141条（略） 第141条（略）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第11章 再算定業務</p> <p>第142条・143条（略）</p> <p>第12章 土地評価</p> <p>第144条～149条（略）</p> <p>第13章 補償説明</p> <p>第150条～第153条（略）</p> <p>（記録簿の作成）</p> <p>第154条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（<u>様式第19号</u>）に記載するものとする。</p> <p>第155条（略）</p> <p>第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>第1節 調査</p> <p>第156条～第158条（略）</p> <p>第2節 算定</p> <p>第159条（略）</p> <p>第15章 費用負担の説明</p> <p>第160条～第163条（略）</p> <p>（記録簿の作成）</p> <p>第164条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（<u>様式第19号</u>）に記載するものとする。</p> <p>第165条（略）</p> <p>第16章 騒音等調査</p> <p>第166条（略）</p> <p>（調査の方法）</p> <p>第167条（略）</p> <p>（1）騒音測定結果一覧表（<u>様式第20号</u>）</p> <p>（2）振動測定結果一覧表（<u>様式第21号</u>）</p> <p>（3）井戸調査表（<u>様式第22号</u>）</p>	<p>第11章 再算定業務</p> <p>第142条・143条（略）</p> <p>第12章 土地評価</p> <p>第144条～149条（略）</p> <p>第13章 補償説明</p> <p>第150条～第153条（略）</p> <p>（記録簿の作成）</p> <p>154条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（<u>様式第18号</u>）に記載するものとする。</p> <p>第155条（略）</p> <p>第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>第1節 調査</p> <p>第156条～第158条（略）</p> <p>第2節 算定</p> <p>第159条（略）</p> <p>第15章 費用負担の説明</p> <p>第160条～第163条（略）</p> <p>（記録簿の作成）</p> <p>第164条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（<u>様式第18号</u>）に記載するものとする。</p> <p>第165条（略）</p> <p>第16章 騒音等調査</p> <p>第166条（略）</p> <p>（調査の方法）</p> <p>第167条（略）</p> <p>（1）騒音測定結果一覧表（<u>様式第19号</u>）</p> <p>（2）振動測定結果一覧表（<u>様式第20号</u>）</p> <p>（3）井戸調査表（<u>様式第21号</u>）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第17章 事業認定申請図書等の作成</p> <p>第168条～第180条（略）</p> <p>第18章 物件調書の作成</p> <p>（物件調書の作成）</p> <p>第181条 受注者は、第6章及び第7章に定める業務の成果物より物件調書（<u>様式第23号</u>）を作成するものとする。</p> <p>第19章 保安林解除等申請図書の作成</p> <p>第182条～第185条（略）</p> <p>第20章 内水面漁業権等調査</p> <p>第186条・第187条（略）</p> <p>第21章 阻害要因の調査及び処理方針の作成</p> <p>第188条～第193条（略）</p> <p>（阻害要因の調査分析及び取りまとめ）</p> <p>第194条 第188条から第192条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票（<u>様式第25号の1、第25号の2</u>）に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第195条（略）</p> <p>（用地補償処理計画（案）の作成）</p> <p>第196条（略）</p> <p>2 用地補償処理計画（案）は、用地補償処理計画（案）記載例（<u>様式第26号</u>）を参考に作成するものとする。</p> <p>第22章 写真台帳の作成</p> <p>（写真台帳の作成）</p> <p>第197条（略）</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の<u>記名</u>をするものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>第17章 事業認定申請図書等の作成</p> <p>第168条～第180条（略）</p> <p>第18章 物件調書の作成</p> <p>（物件調書の作成）</p> <p>第181条 受注者は、第6章及び第7章に定める業務の成果物より物件調書（<u>様式第22号</u>）を作成するものとする。</p> <p>第19章 保安林解除等申請図書の作成</p> <p>第182条～第185条（略）</p> <p>第20章 内水面漁業権等調査</p> <p>第186条・第187条（略）</p> <p>第21章 阻害要因の調査及び処理方針の作成</p> <p>第188条～第193条（略）</p> <p>（阻害要因の調査分析及び取りまとめ）</p> <p>第194条 第188条から第192条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票（<u>様式第24号の1、第24号の2</u>）に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第195条（略）</p> <p>（用地補償処理計画（案）の作成）</p> <p>第196条（略）</p> <p>2 用地補償処理計画（案）は、用地補償処理計画（案）記載例（<u>様式第25号</u>）を参考に作成するものとする。</p> <p>第22章 写真台帳の作成</p> <p>（写真台帳の作成）</p> <p>第197条（略）</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の<u>氏名を記載</u>するものとする。</p> <p>4（略）</p>

用地調査等共通仕様書「様式」

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別記（I）用地調査等業務共通仕様書「様式」 様式第1号～第14号の4（略）	別記（I）用地調査等業務共通仕様書「様式」 様式第1号～第14号の4（略）

改正前

改正後

様式第15号の1 営業調査総括表(1)

(削る)

調査番号		調査期間		調査担当者名			
名称		法人 個人 審・白	代表者名	住所	番( )		
営業種目		設立年月日		資本金			
所 (組合・団体)名		従業員数		売場面積等			
移転対象地	営業所名		所在地				
	営業種目		製品の 許認可等		従業員数		
本支店の関連度(細欄図)							
所得申告書	年度	年	年	年	主な販売 製造品目		
	専任 出稼者					主な 仕入れ先	
	従業員	名	名	名			主な 販売先
	従業員数						
従業員数				品目	構成比(%)		
正町村				( )	( )		
所得額の 計算	項目	年別	年	年	年	摘要	
	総売上高		円	円	円		
	期末棚卸高						
	当期製造原価						
	当期仕入額						
	期首棚卸高						
	売上差益						
	営業費						
差引所得額							
売上高の概略 調査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)			平均在庫高( 円)年平均回転率( %)			
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)			1人1か月(又は1日)平均売上高( 円)			
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)			1か月平均( m <sup>2</sup> )当たり売上高( 円)			
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)			1か月(又は1日)平均客数( 人) 料金等( 円)			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

改 正 前

改 正 後

様式第15号の2 営業調査総括表(2)

(削る)

販売方法等	販売方法	店舗	____%	代金決済方法	現金	____%	販売先	県内	____%	
		外交				売掛			地方	
		通信				月賦			輸出	
		その他				その他			その他	
得意先の状況	売上における地元固定客の割合(____%)			営業の季節的変動	売上の多い時期(____月~____月) 売上の少ない時期(____月~____月)					
一般管理費・販売費等	営業費明細				営業用固定経費明細					
	科目	金額	摘要	科目	金額	摘要				
	給料・手当	円		公租公課	円					
	荷造・運賃			基本料金						
	消耗品費			減価償却費						
	水道光熱費			維持管理費						
	宣伝広告費			法定福利費						
	通信・交通費			宣伝広告費						
	接待交際費			諸組合費						
	福利厚生費									
修繕費										
公租公課										
その他			その他							
計			計							
営業用資産	固定資産				流動資産					
	現在価格の総額	売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額			現在価格の総額	売却価格の総額				
	円	円			円	円				
主な取引金融機関										
労働協約等の内容	労働協約 あり・なし			就業規則 あり・なし			雇用契約 あり・なし			
	その他			その他			その他			
	立地条件等			地域の特性			その他			
	その他			その他			その他			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。



